



HITACHI CITY
日立市
保育園等 入園案内

令和8年4月1日入園(一斉募集)

第1章 お申込みの流れについて

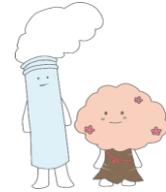
この動画では、日立市の保育園等のお申込みの流れについて、ご説明します。

目次

日立市保育園等入園案内 令和8年4月1日入園(一斉募集)

第1章 お申込みの流れについて

- | | | |
|---|------------------------------|-------|
| ① | はじめに | 0:13~ |
| ② | 申込みから入園までの流れ | 0:31~ |
| ③ | ご利用できるお子さんの年齢・
保育を利用できる時間 | 3:55~ |
| ④ | 保育認定 | 4:29~ |
| ⑤ | 申込みに必要な書類 | 6:47~ |



※ 本動画で説明する「案内冊子」とは、「保育園・認定こども園(保育部分)家庭的保育利用についてのご案内」のものです。

この動画の目次です。こちらの目次の順で、ご説明していきます。

1 はじめに

日常的に子どもを預けたい場合

【認可保育園等】

- ・ 保育園
- ・ 認定こども園
- ・ 家庭的保育事業所

※入園にあたって、市の保育認定が必要



各施設での申込み

【認可外保育施設】

※市の保育認定が不要



各施設での申込み

一時的に子どもを預けたい場合

【一時預かり】

- ※市内にお住まいで、保育園等に
入園していないお子さんが対象
- ※1週間に3日まで、利用可能



各施設での申込み

本案内動画は、市への申込みが必要となる
【認可保育園等】の入園案内動画となります。

この動画は、市への申込みが必要となる保育園、認定こども園、家庭的保育事業所の入園案内動画となります。

認可外保育施設、一時預かりについては各施設でのお申込みとなります。

2 申込みから入園までの流れ

(1) 必要書類の確認・入園相談 (オンライン or 窓口)

オンライン (必要書類の確認)		子ども施設課窓口 (必要書類の確認・入園相談)	
日時	令和7年10月1日(水) 午前8時30分から 令和7年11月28日(金) 午後5時15分まで	日時	令和7年10月16日(木)から11月28日(金) (午前9時～午前11時30分、午後1時30分～午後4時30分) ※土日祝を除く。
確認方法	日立市公式ホームページ「保育園の申請に必要な書類の確認」で、ご家庭の状況について回答頂くと、申請に必要な書類が確認できます。	確認方法	家族状況等について、保護者の方からお話を伺い、申請書類をご案内します。事前に家庭状況調査票を印刷・記入の上、窓口にお持ちください。

※オンラインで回答頂いた場合は、窓口にお越し頂く必要がありません。
別途、相談がある場合は、窓口にお越し頂くか、お電話でお問い合わせ頂くようお願いいたします。

※全日予約制 (予約はホームページから)

休日相談・支所等窓口 (必要書類の確認・入園相談)		
場所	子ども施設課窓口 休日相談	南部支所
日時	令和7年10月19日(日) (午前9時～正午、午後1時～午後4時)	令和7年10月22日(水)、10月29日(水) (午前9時30分～正午)
確認方法	上記、子ども施設課窓口と同様の対応となります。	

※全日予約制 (予約はホームページから)

それでは、申し込みから入園までの流れについて、ご説明します。
 申込みに必要な書類については、オンラインでご確認をすることが出来ます。
 ご家庭の状況について、ご回答頂くと、申請に必要な書類が確認出来ます。
 また、ご不明な点や入園申請にあたって、ご相談がある場合は、期間内に窓口にお越しいただくか、お電話でお問い合わせいただくようお願いいたします。
 窓口での入園相談の際には、家庭状況調査票を印刷、記入し、お持ちいただくと、よりスムーズにご案内が出来ますので、ご協力をお願いします。
 窓口での相談は、予約が必要となります。予約方法などの詳細については、ホームページで、ご確認をお願いします。

2 申込みから入園までの流れ

(2) 保育園等見学

新規に申込みをされる場合は、必ずお子さんと一緒に見学をしたうえで、希望する保育園等を決めるようにしてください。見学の日時等については、事前に電話で保育園等にご確認ください。

(3) 入園申込み（申請書類の提出）（オンライン or 窓口）

オンライン		子ども施設課窓口	
日時	令和7年11月 4日(火)午前8時30分から 令和7年11月28日(金)午後5時15分まで	日時	令和7年11月17日(月)から11月28日(金) (午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分) ※土日祝を除く。
提出方法	日立市公式ホームページから、申請いただけます。 マイナンバーカードが必要となります。	提出方法	窓口へ直接持参してください。
※個人番号(マイナンバー)記入用紙の郵送が必要です。(11月28日(金)必着)		※上記以外に、休日受付があります。 11月23日(日)午前9時から正午・午後1時から午後4時	

(4) 書類確認・調査

ご提出いただいた書類により「保育の必要な事由」を確認します。(必要に応じて、電話等により状況確認を行う場合があります。)

次に、保育園の見学については、新規に申し込みをされる場合は、必ずお子さんと一緒に見学をしたうえで、希望する保育園を決めるようにしてください。見学については、園に直接ご連絡をし、日程調整をして頂くようお願いします。

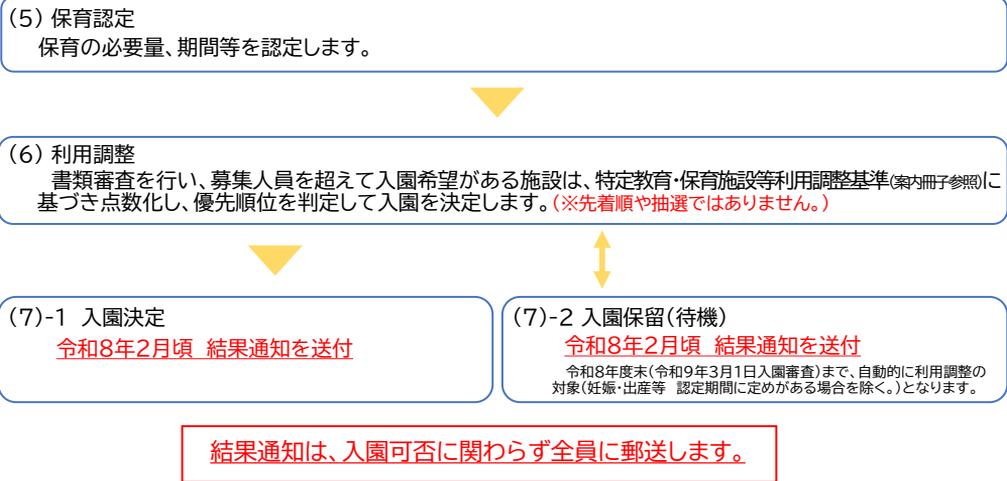
希望園が決定しましたら、申請書類のご提出となります。提出方法は、オンラインでの申請、もしくは、窓口での提出となります。

オンライン申請の場合は、マイナンバー記入用紙の、郵送での提出が必要となりますのでご注意ください。

また、提出書類に不備がありますと受付できませんので、事前によくご確認の上、ご提出いただきますようお願いいたします。

ご提出頂いた書類により、保育の必要な事由を確認します。

2 申込みから入園までの流れ



その後、保育認定を確認し、利用調整を行います。
利用調整については、ご提出頂いた書類を基に審査します。募集人員を超えて入園希望がある施設は、特定教育・保育施設等利用調整基準に基づき点数化し、優先順位を判定して入園を決定します。
利用調整後、令和8年2月頃に結果通知を送付します。入園が保留となった方は、令和8年度の年度末まで、自動的に利用調整の対象となります。ただし、妊娠・出産等、認定期間に定めがある場合は対象外となります。
結果通知は、入園可否に関わらず全員に郵送します。

2 申込みから入園までの流れ

(8) 面談・健康診断

決定した保育園等でお子さんと一緒に面談を受けてください。(母子手帳持参)保育園等が指定する病院等で健康診断を受けてください。(健康診断は、必ず入園前に行ってください。)

(9) 入園・慣らし保育

お子さんが保育園等で集団生活をするためには、慣れる時間(慣らし保育)が必要です。このため、入園当初の一定期間は、保育時間が短くなります。

慣らし保育期間の目安:0~2歳児 7日間、3~5歳児 5日間(お子さんにより、慣れる時間に差がありますので、保育園等と相談しながら行ってください。)



入園が決定しましたら、保育園でお子さんと一緒に面談を受けてください。また、保育園が指定する病院等で健康診断を受けていただくようになります。入園後の一定期間は、慣らし保育の期間となります。期間の目安は、0歳児から2歳児は、7日間、3歳児から5歳児は、5日間となりますが、お子さんの状況により、慣れる時間に差がありますので、保育園と相談しながら、行っていただきますようお願いいたします。

3 ご利用できるお子さんの年齢・保育を利用できる時間

令和8年4月1日時点のお子さんの年齢に応じて、クラス分けがされます。

年齢区分	生年月日
5歳児	令和 2年(2020年)4月2日 ~ 令和 3年(2021年)4月1日
4歳児	令和 3年(2021年)4月2日 ~ 令和 4年(2022年)4月1日
3歳児	令和 4年(2022年)4月2日 ~ 令和 5年(2023年)4月1日
2歳児	令和 5年(2023年)4月2日 ~ 令和 6年(2024年)4月1日
1歳児	令和 6年(2024年)4月2日 ~ 令和 7年(2025年)4月1日
0歳児	令和 7年(2025年)4月2日 ~

保育を利用できる時間

区分	保育を利用できる時間	目安となる就労時間
保育標準時間	1日あたり 11時間	月 120時間以上
保育短時間	1日あたり 8時間	月 64時間以上 120時間未満 ※

※勤務時間や通勤などの理由により保育標準時間の区分で利用したい場合は、ご相談下さい。



ご利用できる年齢区分については、令和8年4月1日時点のお子さんの年齢によって分かります。区分については、0歳児から、5歳児までとなっております。

保育を利用できる時間については、保育標準時間が11時間、保育短時間が8時間となっており、保育事由ごとに、利用できる時間が決まっております。また、就労の場合、1ヶ月の勤務時間によって、利用できる時間が変わります。

4 保育認定

保育を必要とする事由

①就労



保護者が就労している
(月64時間以上)

②看護・介護



保護者が親族の看護・介護を
している(月64時間以上)

③就学・職業訓練



保護者が学校又は職業訓練校に
在学している(月64時間以上)

④疾病・負傷・障害



保護者が病気やけが、心身に
障害がある

⑤災害復旧



保護者が震災、風水害、火災その他の
災害の復旧にあたっている

⑥妊娠・出産



母親が妊娠中・出産前後

⑦求職活動



保護者が求職活動中

※保護者のいずれも、上記の事由に該当する必要があります。

日立市で保育認定を受けられるのは、市内にお住まいの方で、保護者が次の保育事由のいずれかに該当し、お子さんを家庭で保育できない場合に限りま
す。

4 保育認定

事由	提出書類	保護者の状況	認定期間	保育必要量
就労	就労証明書 ※	常態的に月64時間以上就労の場合 フルタイム、パートタイム、在宅勤務など、全ての就労を含む。	<2号認定> 小学校就学前まで <3号認定> 満3歳の誕生日の前々日まで	保育標準時間又は保育短時間 保護者が希望する保育の必要量や利用時間、就労状況等を勘案し、市が決定します。

※自営・経営者が自身又は親族・内職の方は、就労証明書と併せて、就労状況(予定)申告書・営業許可証等(詳細は下記参照)の提出も必要となります。
(営業許可証等)
営業許可証・開業届・請負契約書・受注表・確定申告書・源泉徴収票・給与明細書等(いずれかのコピー)

【特に注意が必要な場合について】(令和8年度入園の場合)

①育児休業復帰の場合

育児休業の復帰を理由として申し込んだ場合は、**入園日から翌月16日の間に復職することが必要^{*1}**です。
(※期間内に復職できない場合は、退園(内定取消)となります。)

②就労内定の場合

就労内定を理由として申し込んだ場合は、**入園の翌月16日までに就労開始することが必要^{*2}**です。
(※就労開始できない場合は、退園となります。)

(令和7年度入園の場合)

※1: 1日入園は入園日から翌月1日の間、16日入園は入園日から翌月16日の間に復職することが必要

※2: 1日入園は翌月1日まで、16日入園は翌月16日までに就労開始することが必要

保育事由の説明として、まずは、就労からご説明します。お父さん、お母さんが働いていて、保育が必要な場合は、就労の事由となります。こちらは、常態的に月64時間以上の就労となる場合に対象となります。就労の事由は、フルタイム、パートタイムなどの全ての就労を含みます。

就労の事由で、特に注意が必要な場合について、育児休業の復帰を理由として、申し込んだ場合は、入園日から翌月16日の間に復職することが必要です。

就労内定を、理由として申し込んだ場合も同様に、入園の翌月16日までに、就労を開始することが必要となります。

4 保育認定

事由	提出書類	保護者の状況	認定期間	保育必要量
看護・介護	①申立書(看護・介護) ②被看護・介護者の診断書等 ※ ※診断書(市の定める様式)・ 介護認定証・障害者手帳 (診断書以外はコピー)	親族を常時介護又は 看護している場合 (長期間入院等をしている場合 も含む。)	<2号認定> 小学校就学前まで	保育標準時間又は 保育短時間 保護者が希望する保育の 必要量や利用時間等を 勘案し、市が決定します。
就学・職業 訓練(※)	(就学) ①申立書(就学) ②学生証等のコピー (職業訓練) ①申立書(職業訓練) ②受講決定通知書のコピー ③受講スケジュール表のコピー	学校又は職業訓練校に 在学している場合	<3号認定> 満3歳の誕生日の 前々日まで ※就学・職業訓練の 期間に定めがある場合、 満了日の属する月の 末日まで	
疾病・負傷・ 障害	(疾病・負傷) 診断書(市の定める様式) (障害) 身体障害者手帳・療育手帳・ 精神障害者保健福祉手帳など のコピー	疾病、負傷、心身に障害 がある場合		

その他、災害復旧等の保育事由があります。

そのほかの保育事由として、看護・介護は、親族を常時介護又は看護している場合に対象となり、就学・職業訓練は、学校又は職業訓練校に在学している場合に対象となります。それ以外に、疾病や災害復旧等の保育事由があります。

4 保育認定

事由	提出書類	保護者の状況	認定期間	保育必要量
妊娠・出産	母子手帳のコピー 母の氏名が記載されているページ及び 出産(予定)日が記載されているページ	妊娠中であるか、 出産後間もない場合	出産(予定)日を基準に、 産前8週の属する月の1日から 産後8週を経過する日の翌日が 属する月の末日まで ※多胎児の場合は、産前14週の 属する月の1日から	保育標準時間
求職活動	申立書(求職活動)	求職活動を継続的に 行っている場合 (起業の準備等を含む。)	3か月以内	保育短時間

【求職活動の場合の注意点】

保育園に入園する場合は、**入園日の翌々月15日(土・日曜、祝日、休日の場合はその前日)までに就労証明書を提出してください。**また、**認定終了日の翌日までに就労開始することが必要です。**(期限内に提出又は就労開始できない場合は、認定証の有効期間(入園日から起算して2か月を経過する日の翌日が属する月の末日まで)をもって退園となります)



妊娠中や出産後間もない場合は、妊娠・出産の事由となります。こちらの認定期間は、出産日・出産予定日を基準に産前8週の属する月の1日から産後8週を経過する日の翌日が属する月の末日までとなっております。
次に求職活動の事由については、求職活動を継続的に行っている場合に対象となります。こちらは認定期間が最長で3か月となります。
求職活動の場合の注意点として、保育園に入園する場合は、入園日の翌々月15日までに就労証明書を提出してください。また、認定終了日の翌日までに就労開始することが必要となります。

5 申込みに必要な書類 (オンラインで申込む場合)

全員提出が必要な書類

No	書類	備考
①	家庭状況調査票	入園相談時に子ども施設課に提出 (日立市公式HP「保育園の申請に必要な書類の確認」でご家庭の状況について回答した方は提出不要)
②	保育利用に関する確認票及び同意書	—
③	保育の必要性を証明する書類 (お子さんの父・母それぞれの書類が必要)	お子さんと同居している祖父母・兄弟(入園日時点で18歳以上65歳未満の方(高校生を除く。))の書類の提出が無い場合は、利用調整の際に減点となります。 ※上記の方の書類の提出が無くても申し込みは可能です。
④	個人番号(マイナンバー)記入用紙	郵送で提出 (11月28日(金)必着)



オンラインで申し込む場合に、必要となる書類は、家庭状況調査票、保育利用に関する確認票及び同意書、保育の必要性を証明する書類となります。個人番号記入用紙については、郵送でのご提出となります。

5 申込みに必要な書類（窓口で申し込む場合）

全員提出が必要な書類

No	書類	備考
①	家庭状況調査票	入園相談時に子ども施設課に提出 (日立市公式HP「保育園の申請に必要な書類の確認」でご家庭の状況について回答した方は提出不要)
②	子どものための教育・保育給付認定申請書	個人番号(12桁)の記載が必要
③	保育利用に関する確認票及び同意書	—
④	保育の必要性を証明する書類 (お子さんの父・母それぞれの書類が必要)	お子さんと同居している祖父母・兄弟(入園日時時点で18歳以上65歳未満の方(高校生を除く。))の書類の提出が無い場合は、利用調整の際に減点となります。 ※上記の方の書類の提出が無くても申し込みは可能です。



窓口で申し込む場合に、必要となる書類は、家庭状況調査票、子どものための教育・保育給付認定申請書、保育利用に関する確認票及び同意書、保育の必要性を証明する書類となります。



動画をご覧いただき、ありがとうございました。
お申込みにあたっては、必ず案内冊子をご覧いただき、
制度をご理解の上、必要書類をご提出ください。

以上でこの動画は終了いたします。

動画をご覧いただき、ありがとうございました。

保育園のお申込みにあたっては、必ず案内冊子をご覧いただき、制度をご理解の上、必要書類をご提出ください。

次の動画は保育料についての動画となっておりますので、そちらも是非ご覧ください。